

2025 年 3 月

お客様各位

長岡信用金庫

当座勘定規程の改定について

平素より、長岡信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。
当金庫は、手形小切手等支払いの見直しにより、以下の通り当座勘定規程を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定する規程 当座勘定規程

2. 改 定 日 2025 年 4 月 1 日

3. 改定内容

新	旧
第 1 条（当座勘定への受入れ）～第 6 条（手形・小切手金額の取扱い）（略） 第 7 条（手形、小切手の支払い等） （1）・（2）（略） （3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>または当金庫所定の払戻請求書</u> を使用してください。 <u>（4）前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u> 第 8 条（手形、小切手用紙等） （1）～（4）（略） （5）手形用紙、小切手用紙 <u>または払戻請求書</u> の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 （6）～（7）（略）	第 1 条（当座勘定への受入れ）～第 6 条（手形・小切手金額の取扱い）（略） 第 7 条（手形、小切手の支払い） （1）・（2）（略） （3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 第 8 条（手形、小切手用紙） （1）～（4）（略） （5）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 （6）～（7）（略）

新	旧
第9条～第15条（略） 第16条（印鑑照合等） （1）手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書または</u>諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 以上	第9条～第15条（略） 第16条（印鑑照合等） （1）手形、小切手、または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 以上